

健康のアップデート

＜82＞



中川 弘

徳島大学病院小児歯科講師

国内の障害児・者の人口は年々増加しており、何らかの特別な対応が必要な人が多くなっています。中でも、歯科診療は理解力やコミュニケーションの問題、医学的管理の必要性などの理由で困難が多く、障害のある人となし人との間に口腔保健に関する健康格差が生じることがあります。

そのような背景から、2011年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定されました。法律には①口腔の健康を保つことは健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たす②口腔の健康を保つには日常生活の

障害児の歯の健康

中で歯科疾患予防に向けた取り組みが有効であることが明記されています。さらに12年7月に示された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」には、10年後(22年)の目標値等が盛り込まれています。障害者支援施設および障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率は現状値の66.9%から90%に引き上げるとされています。

定期的な口腔管理の有効性を調査した研究では、口腔管理を行っている障害児の12歳時における一人平均DMF歯数(虫歯の数)は1.2本であり、11年歯科疾患実態調査の全国平均の1.4本と比較して少ない値でした。虫歯のない児童の割合も、全国平均の54

歯科 幼少期から慣らして

%を上回る値である63%は、歯科に慣れるためのを示し、定期的な口腔管理トレーニングが可能になりやすくなることを効果的に示しています。トレーニングの効果で、最初は歯磨きを嫌がっていたのに最終的には歯科治療を受け入れ、定期的な口腔管理に喜んで通っている患者さんがたくさんいます。医療に対する社会の期待は、従来の治療主体の医療から疾患予防・機能回復に下るQOL(生活の質)向上のための支援を行うことへと拡大しています。ノーマライゼーションの観点から、障害のある患者さんが歯科治療機関をスムーズに受診できるようなことが大切です。

そのためには、地域の歯科医院と連携することが必要不可欠となります。その結果、全ての患者さんが小児期から長期的な口腔管理を受けられるようになり、口腔保健に関する健康格差の解消につながることを考えます。(第2土曜掲載)

定期的口腔ケアが有効

一方、小さいころから歯科医院に通っていた患者さんの場合は急性症状がなく、通院することが比較的容易な状況であ